

# 臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の 申請受付は 12 月 1 日まで

安平町では、12月1日までの受付となっています。該当される方で申請手続きがお済みでない方は、お早めの申請をお願いします。

対象と思われる方には、8月下旬に申請書を郵送していますので、必要事項を記入のうえ、住民生活課（早来庁舎）または健康福祉課（追分庁舎）へ提出してください。

代理による手続きも可能です。申請書がお手元に届いていない方で、該当すると思われる方は上記の窓口で申請してください。

【申請に必要なもの】振込先通帳の写し（お持ちいただければ役場でコピーします。）、印鑑（認印可）

※昨年度給付金を受け取った方は、預金通帳の写しは不要です。

※郵送で提出される方は、申請書と振込先通帳の写し、本人確認ができる書類の写し（保険証や免許証など）を同封し郵送してください。（当日消印有効）

【郵送先】〒059-1911 安平町追分本町6丁目54番地 安平町役場健康福祉課福祉グループ

## 臨時福祉給付金について

**給付対象者：**平成27年1月1日時点で、安平町に住民登録があり、平成27年度分市町村民税（均等割）が課税されていない方（ただし、ご自身を扶養している方が課税されている場合や生活保護受給者の方は対象外です。）

**給付額：**給付対象者1人につき6,000円（平成27年度中1回のみ）

**支給時期：**申請受付日から審査と口座振込事務を経て、1か月以内を予定しています。

## 子育て世帯臨時特例給付金について

**給付対象者：**次の2つの条件を満たす方

①平成27年6月分の児童手当を受給

②平成26年の所得が児童手当の所得制限限度額未満

**給付額：**給付対象児童1人につき3,000円（平成27年度中1回のみ）

**支給時期：**申請受付日から審査と口座振込事務を経て、1か月以内を予定しています。

**その他：**【安平町単独福祉事業】子育て世帯臨時特例給付金のほか、安平町では給付金対象児童1人につき3,000円分の安平町商品券を配付します。

## ご注意

平成27年度は、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金のそれぞれの支給要件を満たす方は、両方の給付金を受け取ることができます。

申請時期や支給時期は、市町村によって異なります。

この給付金に関して、給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報詐欺」にご注意ください。

◆安平町や厚生労働省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動預払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。

◆安平町や厚生労働省などが住民の皆さんの世帯構成や生年月日等の個人情報を照会することは、絶対にありません。

給付金に関する問合せ 健康福祉課福祉グループ ☎2411